

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生 ③ ため池の総合対策

国への提案事項

1 農業用ため池の総合対策の推進

- 「防災・減災，国土強靱化3か年(H30～R2)緊急対策」に基づく，ため池の総合対策に係る財政措置を着実に進めるとともに，令和3年度以降も同様の措置がなされるよう配慮すること。
- 関係者が迅速に被害情報等を共有し，効果的な対策を講じるためのしくみづくり(ため池防災支援システム)にあたっては，実効性を十分に確保すること。

2 適切な管理・保全のための財政措置

- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行されたことから，これに位置付けられた管理者や行政の義務や役割が適切に果たせるよう，「管理者の負担軽減策の検討」や「必要な財政措置」などを行うこと。



【提案先省庁：総務省，財務省，農林水産省】

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生

③ ため池の総合対策

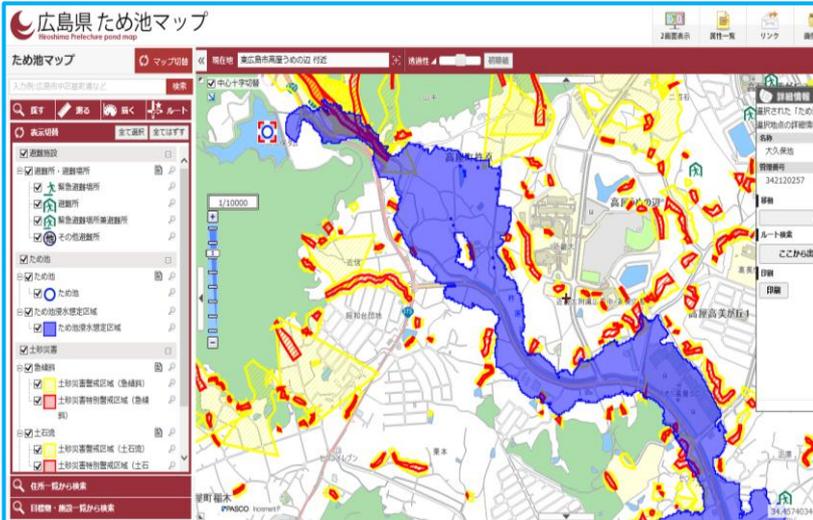
広島県の取組

《基本的な考え方》

平成30年7月豪雨災害で、堤体の決壊や損壊等により下流への被害が発生したことを受け、「ため池の整備・廃止・管理等に関する方針」を策定した。今後、この方針に基づき、人的被害のおそれがあるため池は、全て、防災重点ため池に選定した上で、

- 迅速な避難行動につなげる対策を着実に進める
- 利用するため池は管理強化と補強対策を実施
- 利用しなくなったため池は統合・廃止を推進 する。

《迅速な避難行動につなげる対策》



ため池の位置や決壊時の浸水想定範囲を示すことで、豪雨時などにおける住民の迅速な避難へ誘導する。

課題／目標

- 広島県の農業用ため池は19,772箇所(令和元年5月末)のうち、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがある「防災重点ため池」は、8,167箇所(全国第2位)
- まずは、浸水想定区域図の作成等、迅速な避難につなげる対策が進展するよう財政措置が必要
- また、利用するため池のうち、老朽化が進行している箇所へは、補強工事が進むよう、地方債の充実などを図ることが必要
- さらには、利用しなくなった、ため池も、今後500箇所程度の廃止対策を行っていく見込みであるため、国土強靱化緊急3か年対策期間以降も継続した財政措置などが必要
- 加えて、ため池管理者や地方公共団体が農業用ため池の管理及び保全に関する法律で課された義務を適切に果たせるよう、ため池の箇所数などを考慮した必要となる経費を国の責務として、継続的に措置していくことが必要



《農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要》

- 所有者等が、農業用ため池を知事へ届出することを義務付け
 - 知事が特定農業用ため池※を指定
(※決壊により人への被害のおそれがあるため池)
 - 適正な管理がされない特定農業用ため池に対して、知事による防災工事命令及び代執行
 - 知事の裁定により、市町村長が施設管理権を取得
- 等